

○ 農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別紙様式第2号（第25条第1項関係）  年度（ 年 月 日現在）貸借対照表 年 月 日 作成 住 所 年 月 日 備付 農 林 中 央 金 庫 代表理事 氏 名 印	別紙様式第2号（第25条第1項関係）  年度（ 年 月 日現在）貸借対照表 年 月 日 作成 住 所 年 月 日 備付 農 林 中 央 金 庫 代表理事 氏 名 印
<p>[表略]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次に掲げる会計方針に関する事項</p> <p style="padding-left: 20px;">[①～⑩ 略]</p> <p style="padding-left: 20px;">⑪ 収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）</p> <p style="padding-left: 20px;">⑫ [略]</p> <p>⑬ 次に掲げる会計上の見積りに関する事項</p> <p style="padding-left: 20px;">① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの</p> <p style="padding-left: 20px;">② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額</p>	<p>[同左]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 [同左]</p> <p>(1) [同左]</p> <p>(2) [同左]</p> <p style="padding-left: 20px;">[①～⑩ 同左]</p> <p style="padding-left: 20px;">[加える。]</p> <p style="padding-left: 20px;">⑪ [同左]</p> <p style="padding-left: 20px;">[加える。]</p>

③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(4) [略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6)～(25) [略]

[ 2 ～ 9 略]

(3) [同左]

(4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

(5)～(24) [同左]

[ 2 ～ 9 同左]

別紙様式第3号（第25条第1項関係）

（日本産業規格A4）

年度（ 年 月 日から  
年 月 日まで ） 損益計算書

年 月 日 作成  
年 月 日 備付

住 所  
農 林 中 央 金 庫  
代表理事 氏 名 印

[表略]

（記載上の注意）

[1～6 略]

7 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

- (1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

8～15 [略]

別紙様式第3号（第25条第1項関係）

（日本産業規格A4）

年度（ 年 月 日から  
年 月 日まで ） 損益計算書

年 月 日 作成  
年 月 日 備付

住 所  
農 林 中 央 金 庫  
代表理事 氏 名 印

[同左]

（記載上の注意）

[1～6 同左]

[加える。]

7～14 [同左]

連 結 業 務 報 告 書

年度 ( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )

金融庁長官 殿  
農林水産大臣 殿

年 月 日

住 所  
農 林 中 央 金 庫  
代表理事 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を  
次のとおり報告します。

目 次

[第 1・第 2 略]  
(記載上の注意)  
[ 1～5 略]

第 1 [略]

第 2 連結財務諸表

1 [略]

2 年度 ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表

[表略]

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑩ 略]

⑪ 収益の計上方法 (顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通

連 結 業 務 報 告 書

年度 ( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )

金融庁長官 殿  
農林水産大臣 殿

年 月 日

住 所  
農 林 中 央 金 庫  
代表理事 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を  
次のとおり報告します。

目 次

[第 1・第 2 同左]  
(記載上の注意)  
[ 1～5 同左]

第 1 [同左]

第 2 連結財務諸表

1 [同左]

2 年度 ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑩ 同左]

[加える。]

常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)

⑫・⑬ [略]

(3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項

- ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
- ② 当該事業年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(4) [略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6)~(23) [略]

[2~9 略]

3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度（ 年 月 日から  
年 月 日まで） 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(1) 連結損益計算書

[表略]

(記載上の注意)

1 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

- (1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑪・⑫ [同左]

[加える。]

(3) [同左]

(4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

(5)~(22) [同左]

[2~9 同左]

3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度（ 年 月 日から  
年 月 日まで） 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(1) 連結損益計算書

[同左]

(記載上の注意)

[加える。]

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

2～9 [略]

(2) [略]

(3) 連結損益及び包括利益計算書

[「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合]

[表略]

(記載上の注意)

1 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

(1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

2～11 [略]

12 親会社株主に帰属する当年度純利益金額又は親会社株主に帰属する当年度純損失金額を構成する項目のうち、当該事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、11 の注記と併せて記載することができる。

[4・5 略]

1～8 [同左]

(2) [同左]

(3) 連結損益及び包括利益計算書

[「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合]

[同左]

(記載上の注意)

[加える。]

1～10 [同左]

11 親会社株主に帰属する当年度純利益金額又は親会社株主に帰属する当年度純損失金額を構成する項目のうち、当該事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、10 の注記と併せて記載することができる。

[4・5 同左]

備考 表母の [ ] の記載は注記による。